

盛岡広域振興局長告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年9月9日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370103491	株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケアサービス ハッピー盛岡・ヘルパー ステーション	盛岡市本町通三丁目20 番25号パークハイツ本 町201-1	平成23年9月30日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370103509	株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケアサービス ハッピー盛岡・デイサー ビスセンター	盛岡市本町通三丁目20 番25号パークハイツ本 町1階	平成23年9月30日